

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 4 第 7 項	行政財産の使用許可	市立病院事務局総務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

行政財産の使用が、次のいずれかに該当すること。

- ア 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するための使用
- イ 市立病院の指導監督を受け市立病院の事務、事業を補佐し、又は代行する者が当該事務、事業の用に供するための使用
- ウ 運輸事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するための使用で病院事業管理者がやむを得ないと認めたもの
- エ 職員、入院患者等当該行政財産を利用する者のため、厚生施設を設置するための使用
- オ 隣接する土地等の所有者又は使用者が当該隣接する土地等を利用するための使用で病院事業管理者がやむを得ないと認めたもの
- カ 災害その他の緊急事態の発生による応急施設としての使用
- キ 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に供するための短期間の使用
- ク アからキまでに掲げるもののほか、病院事業管理者が特にやむを得ないと認めた使用

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。